

「口蹄疫」に関する章 の改正案について

(OIEコードにおける当該章の位置)
第II巻 国際貿易上重要なOIEリスト疾病その他
の疾病に適用される勧告
第8部 多宿主疾病
第8.7章 口蹄疫

口蹄疫とは

- 感受性動物は、牛、豚、綿羊、シカなど約40種にもものぼる偶蹄類
- 感染群内での直接伝播性は強く、通常1週間以内に全群が感染を起こす。
- ウイルスが付着した飼料、器具、機械、衣服、靴、車などを介して、群から群に広がる可能性も非常に高い。
- 天候によっては、風の方向に発生が広がることが知られている。
- 牛では2～5日の潜伏期間後、40～41℃の発熱とともに、食欲と体力の減退、著しい流涎、口唇粘膜の炎症、口腔、舌、蹄部に水疱、さらに水疱の崩壊と表皮の剥奪。豚では、症状が比較的軽く、水疱も小さい。
- 豚は牛に比べて感受性は低いが、感染後のウイルス排泄量は、牛の100～2,000倍。また、綿山羊では、症状が不明瞭。



改正案の経緯と予定

- 2013年2月にOIEから第1次案が提示され、加盟国照会結果を受けて、提示された第2次案。
(第1次案は2013年7月のOIE連絡協議会で議論)
- 2015年5月の総会採択を目指して、加盟国に2回目の意見照会中。

3

改正案のポイント

- 口蹄疫の感染を定義づける対象動物が明確化され、感受性動物のうち疫学的に重要なものに限定
【→2次案では清浄性認定に必要な疾病監視の対象とする旨、明確化】
- ワクチン接種した隔離個体群(compartment)の設置
【→2次案では取消され、隔離個体群でのワクチン接種は禁止され、現行に戻った】
- 【2次案】清浄性の復帰について、防疫措置完了後の経過観察期間を見直し
- 【2次案】肉の加熱条件の見直し

4

OIEコード：口蹄疫の章（現行）

- 第1条 序論（潜伏期間、反芻獣、症例、発生定義）
- 第2～7条 口蹄疫の清浄性に応じた国（地域・個体群）の定義
- 清浄国・地域（ワクチン非接種・接種）
 - 清浄隔離個体群（非接種）
 - 汚染国・地域
- 第8～11条 清浄国（地域）で口蹄疫が発生した場合の手続
- 第12～33条 貿易・輸入検疫措置（輸出元の清浄性・物品毎）
- 第34～41条 物品毎の不活化方法
- 第42～44条 疾病監視（サーベイランス）の方法
- 第45～47条 清浄性認定のための追加要件
- 第48条 公的防疫事業承認要件
- 第49条 血清学的検査の方法と結果の解釈

→清浄性復帰手続き及び疾病監視に関する条項を整理し、

5

OIEコード：口蹄疫の章（改正案）

- 第1条 感染、対象動物、発生定義、ウイルス伝播、潜伏期間及び持続感染動物（キャリア）を定義
- 第2～5条 口蹄疫の清浄性に応じた国（地域・個体群）の定義
- 清浄国・地域（ワクチン非接種・接種）
 - 清浄隔離個体群（非接種）
 - 汚染国・地域
- 第6～9条 清浄国（地域）で口蹄疫が発生した場合の手続
- 第10～30条 貿易・輸入検疫措置（輸出元の清浄性・物品毎）
- 第31～38条 物品毎の不活化方法
- 第39条 公的防疫事業承認要件
- 第40～41条 疾病監視（サーベイランス）の原理と方法
- 第42条 血清学的検査の方法と結果の解釈

→章構成を簡潔化（全49条から全42条に）

6

第1条（定義）

- ① 口蹄疫ウイルスFMDVに感受性のある動物種は多岐にわたる。（＝感受性動物）
- ② 本コードでは、口蹄疫FMDを偶蹄目Artiodactylaのウシ亜目ruminantia及びイノシシ科suidaeの動物並びにフタコブラクダ*Camelus bactrianus*のFMDVの感染症と定義。（＝疫学的に重要な感受性動物）
- ③ **キャリアは、咽頭及び附属リンパ節に28日超、FMDVが持続感染した反芻獣をいう。**

注1)赤字は2次案の主な変更箇所

注2)ウシ亜目には、シカ、キリン、ウシ科(牛、山羊、綿羊)動物;イノシシ科には豚が含まれる。

注3)ヒトコブラクダや南米のラクダ科動物(アルパカ、ラマ、グアナコ、ビクーニャ)は対象外。

第1条で定義された動物の取扱い

- ① 貿易・輸入検疫措置は、「感受性動物」又は「反芻獣」を対象に規定。（例、物品により感受性動物、反芻獣、牛、水牛、豚について規定）
- ② **清浄性認定のために監視すべき対象は、「疫学的に重要な感受性動物」に限定。ただし、「感受性動物」に対する監視も推奨。**

注1)赤字は2次案の主な変更箇所

第7条 清浄性復帰(1)

1. ワクチン非接種清浄国(地域)で発生した場合のワクチン非接種清浄性復帰までの経過期間
 - c) 摘発淘汰(緊急ワクチン接種した動物を全頭淘汰せずに非構造蛋白の抗体検出により接種動物群の感染を否定) + 疾病監視 → 防疫措置完了後6ヶ月
ただし、接種動物群が以下の2条件を充たした場合、防疫措置完了後の経過期間を3ヶ月に短縮。
 - ① OIEマニュアルに準拠したワクチンを使用し、
 - ② 反芻獣の場合、接種動物とその子畜全頭、及び他種の動物については、抽出により接種効果を確認し、かつ感染を否定

注1) 下線は、1次案、赤字は2次案の主な変更箇所。

9

第7条 清浄性復帰(2)

2. ワクチン非接種清浄国(地域)で発生した場合の、ワクチン接種清浄性復帰までの経過期間
摘発淘汰 + 疾病監視 + ワクチン接種継続 + 接種動物群の非構造蛋白の抗体検出によるウイルスの否定
→ 防疫措置完了後3ヶ月(1次案では6ヶ月)
3. ワクチン接種清浄国(地域)で発生した場合の、ワクチン接種清浄性復帰までの経過期間
 - b) 緊急ワクチン接種 + 疾病監視 + 接種動物群の非構造蛋白の抗体検出によるウイルス伝播の否定
→ 最終症例検出後12ヶ月(18ヶ月から短縮)

注1) 下線は、1次案、赤字は2次案の主な変更箇所。

10

第8条 と畜目的の感受性動物を汚染地域から清浄地域に直送する際の条件

- 汚染地域から感受性動物の移出を許可する要件として、由来飼育施設の周囲10km圏内に発生がない期間は移送前**4週間**に見直し(現行の3ヶ月から、潜伏期間の2倍に相当する期間に、短縮)。

注1)赤字は2次案の主な変更箇所

11

第31条 肉・肉製品中のウイルス不活化法

第23条 汚染国(地域)からの肉製品の輸入条件として、いずれかの方法による不活化を規定

1. 缶詰製造:(略)
2. 完全な調理:「内部の温度を70°C・30分以上保つよう加熱」を「**中心温度が70°C以上になるよう加熱**」に変更
3. 塩漬後の乾燥:(略)

注1)赤字は2次案の主な変更箇所

12